

臨時教育研究評議会議事録

I 日 時 平成 20 年 3 月 6 日（木） 14 時 00 分～14 時 35 分

II 会 場 本部棟 5 階「大会議室」

III 出席者 議 長 岩崎学長

評議員 工藤、腰塚、泉、波多野、吉武、谷川、山田、水林、坪井、江口、赤平、田中、
田瀬、清水、中山、山田、北脇、宮本、林、岡本、海老原、大塚、西川、吉田、
石井、植松、宇川、井上、中村、五十殿、吉川、本澤、石田、守屋、深水、KAISER、
板野

代理出席 村田芳子(野村体育専門学群長代理)、
梅村雅之(佐藤計算科学研究センター長代理)、
宮崎均(塩尻北アフリカ研究センター長代理)

IV 配付資料 本学教員が発表した論文における不適切なデータ解析について

V 議 事

(1) 大学教員の研究不正について

岩崎学長から、本学教員が発表した論文に不適切なデータ解析があり、本学は当該行為を研究不正行為と認定した旨の報告があった。

次いで、同学長から、研究不正行為は、研究活動に対する社会的な信頼を著しく毀損させ、科学の本質を歪める許し難い行為であり、断じてあってはならない旨の発言があり、本学において研究不正行為が発生したことに対して遺憾の意が表された。

引き続き、研究公正委員会委員長である水林副学長から、配付資料に基づき、当該研究不正行為の概要、及び同委員会の下に設置された調査委員会の調査結果の概要について説明があった。

関連して、林生命環境学群長から、当該論文が発表された時点で、同分野の研究者等から不適切なデータ解析の可能性について指摘がなかったのかとの質疑があり、岩崎学長から、当該データ解析はいわゆる改ざんであり、データの捏造とは異なるため、内部からの指摘がなければ専門家でも発見できない場合が多く、本件についても、大学院生からの訴えにより初めて明らかになったものである旨の説明があった。

(2) 大学教員の懲戒に係る調査委員会の設置について

岩崎学長から、当該研究不正行為に係った数理物質科学研究科長照二教授他 3 人の教員に対して、本日、同学長から当該論文の取り下げを勧告した旨、及び長教授については、本日付で、プラズマ研究センター長を解任した旨の報告があった。

次いで、岩崎学長から、当該研究不正行為は、筑波大学本部等職員就業規則第 95 条に規定す

る懲戒の事由に該当することから、当該研究不正行為を行った教員 4 人に対する懲戒処分について検討することとなるが、大学教員に対し懲戒処分を行う場合には、国立大学法人筑波大学本部等職員就業規則第 97 条の規定に基づき、教育研究評議会の議を経ることとされている旨の説明があった。

引き続き、同学長から、教育研究評議会の下に、懲戒処分の量定等を検討するための調査委員会を設置したい旨、及び同委員会の構成は通例により以下の 5 人としたい旨の説明があり、審議の結果、承認された。

- ・ 波多野澄雄 副学長(委員長)
- ・ 工藤 典雄 副学長
- ・ 坪井 美樹 人文社会科学研究科長
- ・ 中山 伸一 図書館情報メディア研究科長
- ・ 海老原義彦 情報学群長

また、当該研究不正行為は、大学院生に対する研究指導の一環として行われており、大学院生に対するハラスメントの疑いがあることから、現在、ハラスメント防止対策委員会筑波キャンパス部会において調査中であり、調査の結果、教育研究評議会において調査が必要となった場合には、当該調査委員会において量定等について併せて検討することが承認された。

以 上